

別記様式第1号（第7条関係）

（表面）

		第 号	
写 真	押 出 スタンプ	検 査 員 証 官 職 氏 名	年 月 日生
		上記の者は、道路交通法第108条の21第1項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。	
		年 月 日	
		国家公安委員会 印	

（裏面）

道路交通法（抜粋）

（報告及び検査）

第108条の21 国家公安委員会は、分析センターの事業の運営に関し必要があると認めるときは、分析センターに対し、その業務に関し必要な報告をさせ、又は警察庁の職員に分析センターの事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格B列8番とする。